

第1回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月9日(木) 10時00分～10時30分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 15人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	八木橋祐也	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	大川 元樹	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員	山口 努	推進委員
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第2号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第3号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 森山 雄一郎 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

- 齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様ご起立下さい。
- 森山局長 ただ今から、第1回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。
- 会 長 (挨拶)
- 森山局長 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。
- 議 長 本日は、委員15名中15名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 それでは、私の方から指名致します。
4番の外崎雅彦委員と、6番の藤田重孝委員にお願い致します。
- 議 長 それでは、議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により整理番号1番を行い整理番号2番については、私は一旦退出になります。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号について説明いたします。
(P1) 整理番号1番は、親子関係にある父所有の農地10筆、19,048 m²を子へ10年間使用貸借する申請です。
本件は今後農地の権利移動関係等があっても経営移譲年金を受給し続けるため後継者に一括貸与再設定するものであり、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
- 議 長 整理番号1番について、質問・意見等ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、整理番号1番については、原案のとおり許可することに致します。
ここで、議長を会長職務代理者である、土岐委員に交代します。

(高橋委員 退出)
- 土岐代行 それでは、整理番号2番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (P2) 整理番号2番は、親子関係にある父所有の農地15筆、計34,844 m²を子へ20年間使用貸借する申請です。
本件は経営移譲年金受給するため後継者に一括貸与するものであり、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

土岐代行 整理番号2番について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

土岐代行 異議がないようですので、整理番号2番については、原案のとおり許可することに致します。
ここで、議長を交代いたします。

(高橋委員 入室)

議長 議案第2号、農用地利用集積計画書の決定についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により三上委員には、整理番号1番から整理番号4番までを審議後に退出をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

(P3) こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5) 整理番号1番は、唐牛字貝羅木の田1筆1,117㎡を唐牛地区の方から唐牛地区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P6) 整理番号2番は、駒木字駒木平の畑2筆2,680㎡を駒木地区の方から駒木地区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P7) 整理番号3番は、長峰字駒ノ台の畑1筆3,652㎡を駒ノ台地区の方から駒ノ台地区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P8) 整理番号4番は、苦木字豊田の田2筆651㎡を弘前市地区の方から駒木地区の方へ売買により所有権移転するものです。

議長 整理番号1番から整理番号4番までについて、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、整理番号1番から整理番号4番までについては、原案のとおり決定すること致します。

議長 議事参与の制限により三上委員には、整理番号5番から整理番号11番まで退出をお願いします。

(三上委員 退出)

事務局 (P9) 整理番号5番は、森山字東館外の田5筆8,468㎡を三ツ目内地区の方から高野新田地区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P10) 整理番号6番は、森山字菴中外の田3筆4,026㎡を農地中間管理事業により、10年間使用貸借するものです。

(P12) 整理番号7番は、森山字堂山の田1筆3,101㎡を農地中間管理事業により、10年間使用貸借するものです。

(P14) 整理番号8番は、森山字桜森の田2筆2,158㎡を農地中間管理事業により、10年間使用貸借するものです。

(P16) 整理番号 9 番は、三ツ目内字前阿弥の田 1 筆 1,681 m²を農地中間管理事業により、10 年間使用貸借するものです。

(P18) 整理番号 10 番は、八幡館字泉田外の田 5 筆 4,291 m²を農地中間管理事業により、10 年間使用貸借するものです。

(P20) 整理番号 11 番は、森山字古館外の田 3 筆 6,090 m²を農地中間管理事業により、10 年間使用貸借するものです。

議 長 整理番号 5 番から整理番号 11 番までについて、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号 4 番から整理番号 11 番までについては原案どおり決定することに致します。

議 長 (三上委員 入室)

事務局 (P22) 整理番号 12 番は、三ツ目内字富岡の田 2 筆 3,137 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 210 kg で 10 年間賃貸借するものです。

議 長 整理番号 12 番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号 12 番については、原案のとおり決定することに致します。

議 長 続きまして、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号について説明いたします。

(P25) 今回の受理は、5 件で田が 19 筆、畑が 9 筆の計 28 筆 41,523 m²が相続されました。

議 長 報告第 1 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 1 号は原案のとおり受理することに致します。

議 長 続きまして、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 号について説明いたします。

(P26) 今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議 長 報告第 2 号について、質問・意見等ありませんか。

- 委員 異議なし
- 議長 異議がないようですので、報告第2号は原案のとおり受理することにいたします。
- 議長 続きまして、報告第3号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号について説明いたします。
(P28) 報告第2号別紙のところを報告第3号別紙に訂正願います。
今回の受理は、1件です。農地法第3条にて使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。
- 議長 報告第3号について、質問・意見等ありませんか。
- 委員 異議なし
- 議長 異議がないようですので、報告第3号は原案のとおり受理することにいたします。
- 議長 これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第1回総会を閉会致します。

以上、議事録は上記のとおりであり、会長、議事録署名人がこれに署名する。